附則第十七条の次に次の一条を加える。

（複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例）

第十七条の二　第十四条の二第一項、第二項（第一号、第三号、第六号及び第八号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、特定被監護者等が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る同条第一項各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（同条第二項第一号に掲げるものに限る。）、特別利用保育、特別利用地域型保育又は特例保育（同条第二項第八号に掲げるものに限る。）に関する法附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「七万七千百一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円未満）」とあるのは「七万七千百一円未満」と、「第四条から第七条まで及び第九条から前条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条、附則第十六条において準用する第十三条及び附則第十七条において準用する前条」と、同項第一号中「第四条から第七条まで及び第九条から第十三条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条及び附則第十六条において準用する第十三条」と、同条第二項第一号中「第四条第一項第二号」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条第一項第二号」と、同項第三号中「第六条第一項第二号」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条第一項第二号」と、同項第六号中「第十一条第一項第二号」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条第一項第二号」と、同項第八号中「第十三条第一項第二号」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条第一項第二号」と、同条第三項中「七万七千百一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円未満）」とあるのは「七万七千百一円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「」と読み替えるものとする。

附則第十八条第一項中「「第四条」を「「第四条、第十四条」に、「第四条又は附則第十七条において準用する」を「第四条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する」に、「又は附則第十七条において準用する第十四条」を「、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二」に、「「第五条」を「「第五条、第十四条」に、「第五条又は附則第十七条において準用する」を「第五条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する」に、「「第六条」を「「第六条、第十四条」に、「第六条又は附則第十七条において準用する」を「第六条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する」に、「「第十一条」を「「第十一条、第十四条」に、「第十一条又は附則第十七条において準用する」を「第十一条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する」に、「「第十三条又は」を「「第十三条から第十四条の二まで」に、「第十三条又は附則第十七条において準用する」を「第十三条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の第四条第四項、第五条第四項、第六条第二項、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第三項、第十三条第四項、第十四条の二及び附則第十七条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

第三条　この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成二十八年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十四号中「第四条から第七条まで及び第九条から第十三条まで」を「第四条第一項（同令附則第十二条において準用する場合を含む。）、第二項、第三項及び第四項（同令附則第十三条において準用する場合を含む。）、第五条第一項（同令附則第十三条において準用する場合を含む。）、第二項、第三項及び第四項（同令附則第十三条において準用する場合を含む。）、第六条（同令附則第十四条において準用する場合を含む。）、第七条、第九条、第十条、第十一条（同令附則第十五条において準用する場合を含む。）、第十二条、第十三条第一項（同令附則第十六条において準用する場合を含む。）、第二項、第三項及び第四項（同令附則第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条の二（同令附則第十七条の二において準用する場合を含む。）」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項第一号ロ中「の交付」の下に「及び同法第五十九条の二第一項の規定による補助金の交付」を加える。

第六十条第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」に改める。

附則第十四条の二中「及び子ども・子育て支援交付金」を「及び仕事・子育て両立支援事業費」に、「並びに子ども・子育て支援交付金」を「、仕事・子育て両立支援事業費」に改める。

附則第十四条の三中「子ども・子育て支援交付金」とあるのは「」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「及び」に改め、「並びに子ども・子育て支援交付金」の下に「、仕事・子育て両立支援事業費」を加える。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎